

総務委員会資料

議案第78号

川崎市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について

議案第79号

川崎市農業委員会委員の選任について

資料 川崎市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について（概要）

参考資料1 農業委員会等に関する法律（抜粋）

参考資料2 農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

参考資料3 川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成一覧

経済労働局

平成29年 5月31日

川崎市農業委員会委員に占める認定農業者等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上とすることの同意について（概要）

川崎市農業委員会委員に占める認定農業者⁽¹⁾等又はこれらに準ずる者の割合を4分の1以上としたいので、同意をお願いするもの。

1. これまでの経緯

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（以下「法」）が改正され、農業委員の選出方法が変更となった。

これまでの公選制と市町村長の選任制の併用を廃止し、市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め、その際、農業委員の過半数は原則として、認定農業者等⁽²⁾でなければならない（法第8条第5項、以下「認定農業者等要件」）こととなった。

表. 農業委員の選出方法の主な変更点

=改正前=		=改正後=	
選出方法	・公選制と市町村長の選任制の併用	・地域からの推薦及び公募による市長の任命制（議会同意が必要）	
農業委員の条件	・10a以上耕作している農業委員選挙人名簿登録者	・農業者に限定する規定はなし。原則、 <u>過半数は認定農業者等</u> ・農業者以外の者で、中立公正な判断ができる者（中立委員）を1名以上入れる。	
農業委員の定数	・選挙委員20名 ・選任委員5名	・市長による選任委員14名	

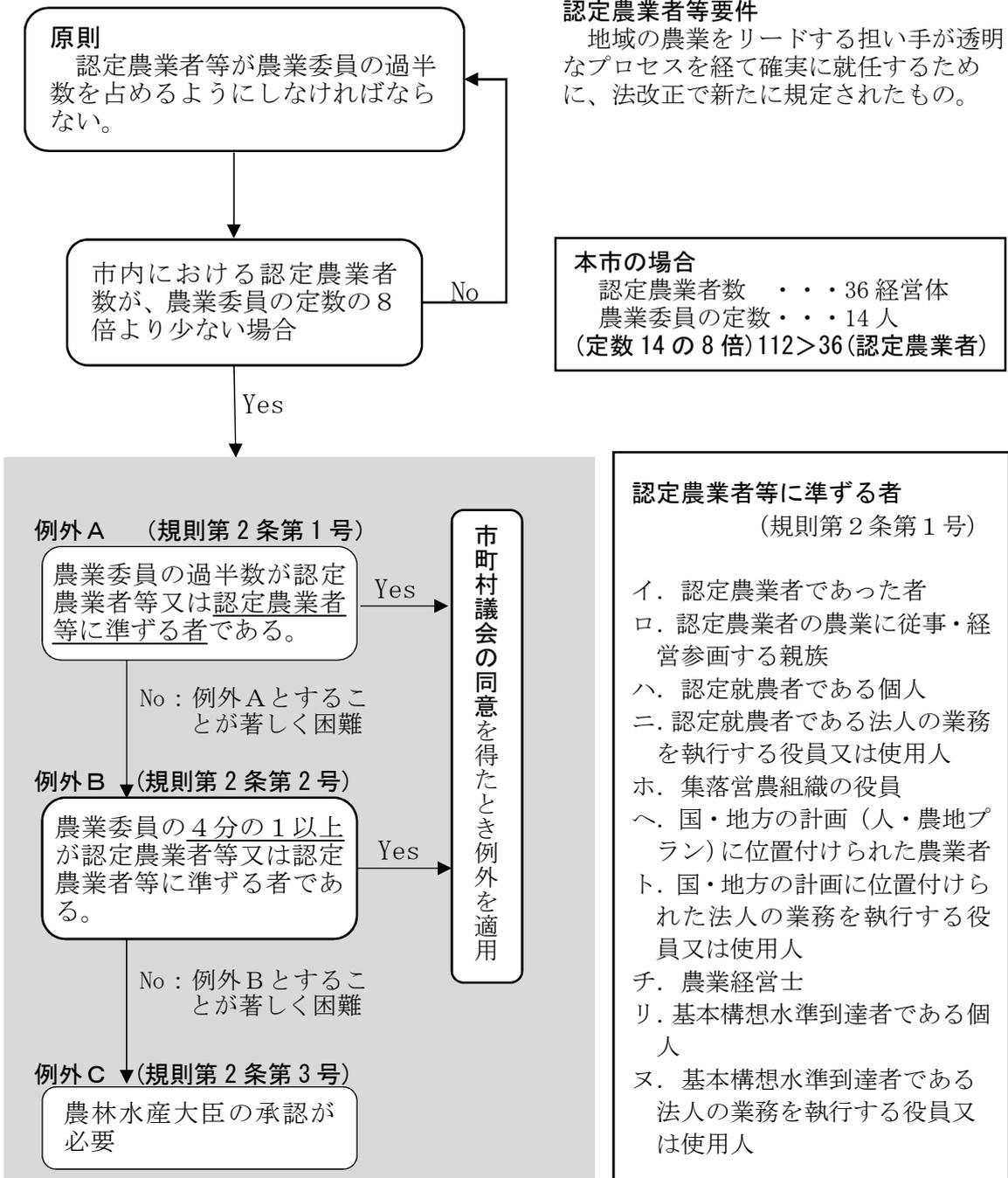
(1) 認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。中核的な農業者として位置づけられ、国、地方公共団体等の施策を集中的に受けることができる。

(2) 認定農業者等：認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員又は当該法人の使用人であって当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者。

2. 認定農業者等要件の例外

認定農業者等要件については、区域内の認定農業者等が少ないなど原則どおりの委員構成が困難な場合もあることから、例外が設けられている（法第8条第5項ただし書き、農業委員会等に関する法律施行規則（以下「規則」）第2条各号）。

・ 例外の適用を受けるための手続き



3. 本市の状況

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例が平成28年12月19日に公布され、農業委員の定数が平成29年7月19日から14人になることが決定した。また、本市の認定農業者数は36経営体で、農業委員の定数の8倍（112人）を下回ることになる。

平成29年2月1日～2月28日まで、農業委員の募集を行い、農業団体の推薦13人、個人の応募3人となった。農業団体の推薦は全て農業者で、個人応募は全て農業者以外であった。

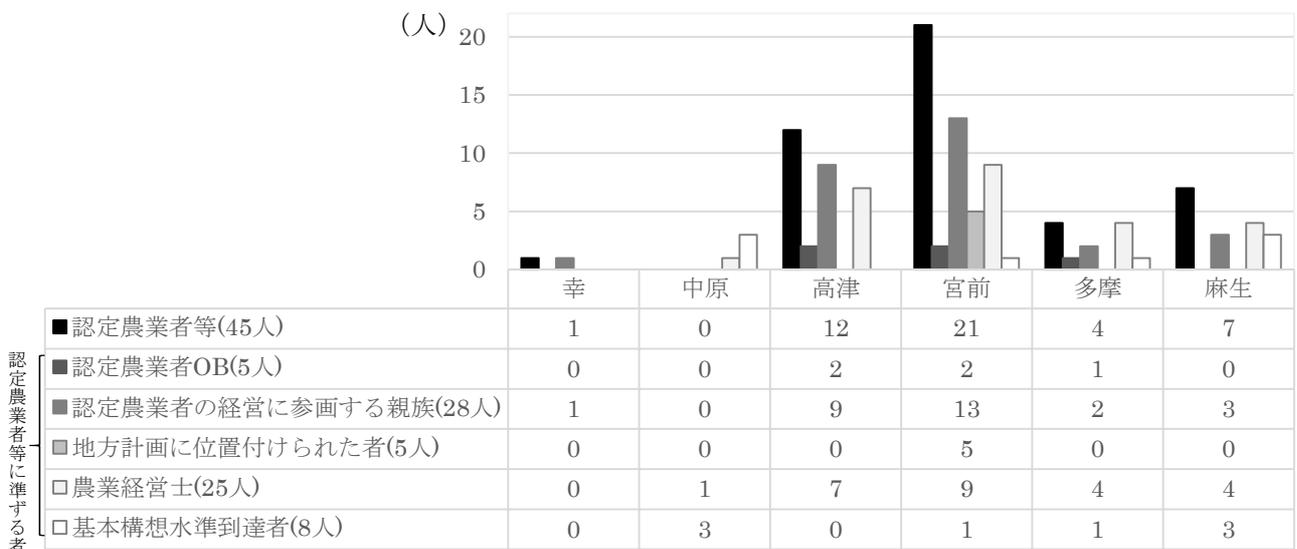
応募者のうち認定農業者等は2人であり農業委員の定数の14人の過半数に満たない。また、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者は合計5人で、これも定数の過半数に満たない。さらには、農業委員を地域的に偏りなく選任しようとする、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の存する地域に偏りがあるため、これらの者で過半数を確保することは著しく困難である。

よって、規則第2条第2号に基づき、認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を農業委員の定数の4分の1以上としたい。

○認定農業者及び認定農業者等の数

	個人	法人		合計
認定農業者	34 経営体	2 経営体		36 経営体
認定農業者等	41 人	役員	耕作の事業に関する権限及び責任を有する使用人	45 人
		3 人	1 人	

○区別認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の人数



農業委員会等に関する法律（抜粋）

（委員の任命）

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4 省略

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める
使用人

6～7 省略

農業委員会等に関する法律施行規則（抜粋）

（認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合）

第二条 法第八条第五項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 当該農業委員会の区域内における認定農業者の数が、委員の定数に八を乗じて得た数を下回る場合（以下「認定農業者が少ない場合」という。）において、委員の過半数を法第八条第五項各号に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）又は次に掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族

ハ 認定就農者である個人

ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員

へ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの

ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人

チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

リ 基本構想における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者である個人

ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

二 委員の過半数を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることとすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は前号イからヌまでに掲げる者とすることについて当該市町村の議会の同意を得たとき。

三 委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は第一号イからヌまでに掲げる者とする事とすれば委員の任命に著しい困難を生ずることとなる場合（認定農業者が少ない場合に限る。）において、そのことについて農林水産大臣の承認を得たとき。

四～五 省略

川崎市農業委員会委員の選任に係る委員構成一覧

推薦 応募	氏名	性別	職業	認定農業者等 又は準ずる者	居住地
推薦	平井 正彦	男	農業		中原
推薦	河崎 幸一	男	農業	認定農業者	高津
推薦	沼田 憲一	男	農業		高津
推薦	小川 耕平	男	農業		宮前
推薦	田邊 美裕	男	農業	認定農業者 OB (準ずる者)	宮前
推薦	持田 正	男	農業	認定農業者	宮前
推薦	山田 祐二	男	農業		宮前
推薦	太田 毅	男	農業		多摩
応募	小松 昇	男	行政書士		多摩
推薦	関谷 卓弘	男	農業		多摩
推薦	田村 忠藏	男	農業	農業経営士 (準ずる者)	多摩
推薦	落合 芳江	女	農業		麻生
推薦	長瀬 和徳	男	農業		麻生
推薦	山田 邦夫	男	農業	認定農業者 OB (準ずる者)	麻生